

報告第10号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月28日提出

南風原町長 城 間 俊 安

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償の額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成28年11月15日

南風原町長 城間俊安

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 相手方
- 3 事故の概要 平成28年9月2日(金)14時20分頃、南風原町字喜屋武381番地翔南幼稚園駐車場内において、給食配送車の方向転換をする為、バックしたところ誤って相手方駐車車両の右側前方かどと給食配送車の右側後方かどが接触してしまい当該車両を損傷させた。
- 4 損害賠償額 88,280 円